

- (ウ) へき地診療所
  - ・ 県は、へき地診療所に対して、国の補助金を活用し、運営費及び施設・設備整備費を補助します。
  - ・ ICT（情報通信技術）を活用し、医療提供体制やニーズ等を踏まえ、必要に応じ遠隔診療による専門医療の提供体制の整備を推進します。
- (エ) へき地医療拠点病院
  - ・ へき地診療所への医師派遣及び代診医派遣等を行います。
  - ・ へき地医療拠点病院に対して、国の補助金を活用し、運営費及び施設・設備整備費を補助します。
- (オ) その他の医療機関
  - ・ へき地住民の医療を確保するため、地域医療構想調整会議等において、市町村、医療機関等を交えて、民間医療機関との具体的な連携方策について検討します。
- (カ) へき地における患者輸送体制
  - ・ へき地住民の通院手段を確保するため、市町において実施している患者の輸送体制を引き続き維持します。
  - ・ 迅速に第三次救急医療を受けられるよう県北山間地域における本県のドクターヘリや他県のドクターヘリの運航実績を踏まえて、隣接県との広域連携の拡充を検討します。
  - ・ ドクターヘリの運航していない時間帯をカバーすることができるドクターカーについて、医療機関の協力を得ながら、ドクターカーが運行していない地域への運行拡大や夜間など運行時間の拡充を図ることができるよう努めます。
  - ・ また、厚生労働省が実施する調査及び調査に基づき作成されたマニュアルを参考にしながら、ドクターカー情報交換会などを通じて、より効果的な活用を検討します。
  - ・ 県境における救急患者の搬送については、各消防本部間の相互応援協定により、相互の連携を図りながら実施します。
- (キ) その他
  - ・ 在宅医療に係わる関係機関が連携して、へき地の実情に応じた継続的な在宅医療の提供体制の充実を図ります。
  - ・ 県歯科医師会等関係団体と連携して、無歯科医地区の歯科医療の提供を図ります。
  - ・ 疾病予防等のため、市町では、住民に対する健康づくりに関する啓発を実施するとともに、健康診断や健康相談の充実を検討します。

**【目標】**

番号	目標項目	現状	目標
1	へき地診療所数	3	3
2	巡回診療が実施されている又は患者輸送体制が整備されている無医地区・準無医地区の割合	100%	100%
3	へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合	100%	100%
4	へき地医療拠点病院の中で、へき地医療拠点病院の必須事業 <sup>(注1)</sup> の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合	100%	100%

(注1) へき地医療拠点病院の必須事業：へき地医療拠点病院の事業の内、いずれかは必須で実施すべきとされている以下の事業。

- ・ 巡回診療等によるへき地住民の医師確保に関すること。
- ・ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）、技術指導及び援助に関すること。
- ・ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。